令和６年度秋田県獣医師修学生募集要項

秋田県では、令和６年度の獣医師修学生を募集しています

秋田県では、獣医学を専攻し、将来、本県の家畜衛生や公衆衛生の向上等のために、県機関の獣医師職員として勤務することを志望する獣医学生の皆さんを支援します。

この制度は、「秋田県獣医学生修学資金貸与条例（以下「県条例」という。）に基づく秋田県獣医学生修学資金」及び「公益社団法人秋田県農業公社（以下「公社」という。）が実施する秋田県産業動物獣医師修学資金給付事業」により給付するものです。

■　応募資格

大学で獣医学を履修する課程に在学し、卒業後に本県の獣医師職員として勤務しようとする皆さんが対象です。

■　修学資金の種類

Ａ　秋田県獣医学生修学資金

将来、家畜衛生や公衆衛生・動物愛護等を推進する県機関（農林水産部の家畜保健衛生所・畜産試験場、生活環境部の食肉衛生検査所・保健所や動物愛護センターなど）に従事する意思を持つ獣医学生、又は将来の従事先（生活環境部と農林水産部）を決めていない獣医学生が対象になります。（ただし、入庁時の配属先を限定することはできませんが、御希望にそえるよう努めます。）

Ｂ　秋田県産業動物獣医師修学資金

将来、本県において産業動物の防疫・衛生指導等を実施する県機関（家畜保健衛生所、畜産試験場など）に従事する意志を有する方が対象です。したがって、将来の勤務先が農林水産部内に限定されます。

■　修学資金の内容

１　給付月額：　私立大学　　月額１８万円
国公立大学　月額１０万円

２　給付期間：　契約締結以降から卒業まで
（最長６年ですが、休学・停学・留年の期間は給付を停止します。また、途中で修学資金の利用を中止する場合は、契約解除・返還の対象になります。）

３　返還債務の全額免除：

次の事項の全てが満たされた場合は、返還債務が全額免除になります。

Ａ　秋田県獣医学生修学資金

- 大学卒業後１年６ヶ月以内に獣医師免許を取得すること。
- 獣医師免許取得後、直ちに、秋田県の機関で獣医師の業務に従事すること。
- 修学資金給付期間の３分の５（国公立大の場合は２分の３）以上の期間（ただし、当該期間が５年未満の場合には５年）、秋田県の機関に獣医師職員として勤務すること。

Ｂ　秋田県産業動物獣医師修学資金

- 大学卒業後２年以内に獣医師免許を取得すること。
- 獣医師免許取得後１年以内に秋田県の家畜保健衛生所等に就業すること。
- 修学資金給付期間の３分の５（国公立大の場合は２分の３）以上の期間、秋田県の家畜保健衛生所等に勤務すること。

■　募集数

Ａ　秋田県獣医学生修学資金　　３名

Ｂ　秋田県産業動物獣医師修学資金　要相談

なお、応募前に、募集状況を再確認ください。

■　応募手続

１　応募書類

（１）秋田県獣医師修学資金応募書（様式第１号）
（２）自己紹介（様式第２号）
　　※　応募書及び自己紹介の様式には、黒又は青のインク又はボールペンを用いて、直筆で楷書により記載ください。
（３）在学証明書

２　応募書類の提出先

〒010-8570　秋田県秋田市山王四丁目１番１号
　　秋田県農林水産部畜産振興課　家畜衛生チーム
　　獣医師修学資金担当
　　（書類が確実に届くように、簡易書留等を利用ください。）

３　応募期限

（１）第１回目　令和６年４月２６日必着
（２）第２回目　令和６年５月２４日必着※
（３）第３回目　令和６年６月２１日必着※
（４）第４回目　令和６年８月２３日必着※
（５）第５回目　随時対応（最終期限：令和６年１１月２２日必着）※
※　第２回目以降の募集は定員を満たしていない場合に限ります。

・　書類審査や契約等の事務手続き等が必要になりますので、修学資金を御希望する時期から給付できない場合があります。

■　獣医師修学生の決定までの流れ

Ａ　秋田県獣医学生修学資金

①　秋田県農林水産部畜産振興課（以下「県畜産振興課」という。）は、提出された応募書類により修学資金借受候補者を選考します。【注意】修学資金借受候補者の選考にあたっては、必要に応じて、成績証明書等の追加提出や面接会等への出席を依頼する場合があります。
②　県畜産振興課は、申請者に提出書類等について説明します。
③　県畜産振興課は、申請者から提出された書類を審査します。
④　県畜産振興課は、申請者に貸付の決定を文書でお知らせします。

Ｂ　秋田県産業動物獣医師修学資金

①　県畜産振興課は、提出された応募書類により修学資金借受候補者を選考します。【注意】修学資金借受候補者の選考にあたっては、必要に応じて、成績証明書等の追加提出や面接会等への出席を依頼する場合があります。
②　県畜産振興課は、修学資金借受候補者となった方へ、修学資金を貸付する公社への申請書類の提出方法等について説明します。
③　公社は、修学資金借受候補者から提出された申請書類を審査します。
④　公社は、申請者に貸付の決定を文書でお知らせします。
⑤　公社は、申請者と契約を締結し、修学資金の給付を開始します。

■　修学資金の返還

修学資金の給付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、修学資金を返還することとなります。詳細については、県条例や獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（農林水産省）等を御確認ください。

なお、修学資金を返還する場合は、原則として、給付を受けた修学資金の全部又は一部に返還利息を加えて、一括返還することになります。

Ａ　秋田県獣医学生修学資金　返還利息：10％

ア　秋田県との契約が解除されたとき
イ　大学卒業後１年６カ月以内に獣医師にならないとき
ウ　獣医師となった後、直ちに秋田県の機関で獣医師業務に従事しないとき
エ　秋田県の機関において獣医師の業務に従事した期間が修学資金給付期間の３分の５（国公立大の場合は２分の３）の期間（ただし、当該期間が５年未満の場合は５年）に満たないとき

Ｂ　秋田県産業動物獣医師修学資金　返還利息：10.95％

ア　公社との契約が解除されたとき
イ　大学卒業後２年以内に獣医師免許を取得できないとき
ウ　獣医師免許取得後１年以内に秋田県の家畜保健衛生所等に従事しないとき
エ　秋田県の家畜保健衛生所等に従事した期間が修学資金給付期間の３分の５（国公立大の場合は２分の３）に満たないとき

－　お問い合わせ・応募書類の送付先　－
〒010-8570　秋田県秋田市山王四丁目１番１号
秋田県農林水産部畜産振興課　家畜衛生チーム
獣医師修学資金担当
TEL: 018-860-1808　FAX: 018-860-3822
E-mail: kachiku@pref.akita.lg.jp

■　参考資料

美の国あきたネット「獣医師修学生募集」ウェブサイトへのリンク